

# 第三次入善町行財政改革大綱

平成 27 年 3 月  
入 善 町

## 第1 これまでの行財政改革の取り組み

本町では、少子高齢化、情報化、国際化等の進展に伴う社会経済情勢の変化や、町民の多様なニーズに即応しつつ、活力に満ちた魅力あるまちづくりを進めるため、平成8年3月に「入善町行政改革大綱」を策定し、行財政運営全般にわたる不断の点検と改革に努めてきました。

また、市町村合併を行わず当面の単独町政を選択したことから、平成16年度を「行革元年」と位置付け、平成17年3月には「第二次入善町行財政改革大綱」を策定し、将来にわたって持続発展できる健全財政の町を目指して、全職員を挙げての事務事業の見直しや組織機構の改編、職員数の削減など、徹底した行財政改革を推進してきました。

これらの不断の取り組みにより、第二次行財政改革大綱に掲げる取組項目については、おおむね目標を達成したところであり、その概要は次のとおりです。

### 1 第二次行財政改革大綱の概要

- (1) 対象期間 平成17年度～平成26年度
- (2) 改革の基本目的
  - ① 町の将来像「扇状地にひと・くらし輝くまち入善」を実現するまちづくり
  - ② 自立をめざすまちづくり
  - ③ 住民サービスを低下させず、町民が安心して豊かに暮らせるまちづくり
- (3) 改革の基本方針
  - ① 自主自立的行財政運営の展開
  - ② 住民と行政との協働連携
  - ③ 職員の意識改革と能力開発

### 2 主な取り組み経過

- (1) 事務事業見直し
  - ① 全事務事業の見直し評価
    - ・全264事業、549項目の総点検（無理と無駄の廃止）
  - ② 補助金・負担金の見直し
    - ・全ての補助金・負担金の総点検（公益性、必要性、効果性等の観点）
    - ・補助金 全254事業（廃止12件、削減94件、内容見直し7件）
    - ・負担金 全338事業（廃止27件、削減35件）
  - ③ 財政の健全化
    - ・経常経費の節減、義務的経費の抑制、公債費の抑制等

普通会計決算における主な財政指標の推移

区分	平成 15 年度	平成 25 年度
財政力指数	0.52	0.53
経常収支比率	82.8%	77.2%
義務的経費の 歳出に占める割合	42.2%	33.6%
公債費負担比率	18.0%	15.4%
起債制限比率	10.2%	8.3%

- ④ 住民参加、協働による行政の推進
- ・ 自助、共助、公助によるまちづくり

(2) 組織機構見直し

- ① 課の統廃合等による組織のスリム化、縦割り行政の是正
- ・ 15 課体制（平成 16 年度）→ 11 課体制（平成 26 年度）
  - ・ 常備消防の広域化
- ② 行政委員会及び附属機関等の見直し
- ・ 農業委員会委員定数の削減（20 人→18 人）
  - ・ 附属機関の統廃合（防災会議・水防協議会の統合、4 機関の廃止等）
  - ・ 各種委員報酬、費用弁償の見直し
- ③ 議員定数等の見直し（町議会）
- ・ 議員定数の削減（18 人→14 人）
  - ・ 議員報酬の適正化

(3) 公共施設管理運営の合理化

- ① 指定管理者制度の導入

	施設名	指定管理者名
1	町民会館	入善町文化振興財団
2	下山芸術の森アートスペース	入善町文化振興財団
3	総合体育館	入善町体育協会
4	武道館	入善町体育協会
5	健康交流プラザ・サンウェル	新川ビルサービス
6	漁港施設	入善漁業協同組合
7	デイサービスセンター	おあしす新川
8	在宅介護支援センター	おあしす新川
9	入善まちなか交流施設・うるおい館	入善町商工会
10	里山温泉観光施設	入善里山観光開発
11	海洋深層水水産振興施設	入善漁業協同組合

- ② 公共施設の廃止  
フラワーセンター、南部コミュニティセンター等
- ③ 保育所運営の見直し
  - ・「1小学校区1保育所」を将来像とした保育所の統合整備  
ひばり野保育所、こあら保育所、さわすぎ保育所の整備  
14保育所（平成16年度）→10保育所（平成26年度末）
- ④ 学校給食運営の見直し
  - ・親子調理方式等の導入  
入善西中学校－上青小学校  
飯野小学校－黒東小学校  
ひばり野小学校－ひばり野保育所（給食室の共同利用）  
入善中学校－桃李小学校  
※調理業務は直営方式を継続（食育・地産地消の推進）

#### (4) 職員の定員管理等の適正化

- ① 第三次職員定員管理計画に基づく職員数の削減
  - ・301人（平成16年度）→233人（平成26年度）
- ② 給与・報酬等の適正化
  - ・特別職給与の適正化
  - ・給料表の改定（9級制→8級制→6級制）
  - ・退職1年前特別昇給制度の廃止
  - ・55歳超の職員の昇給抑制制度導入→昇給停止への移行
  - ・勤務評価に基づく昇給・昇格制度の導入
  - ・特殊勤務手当の全面廃止をはじめとする職員手当の見直し  
（住居手当の見直し、寒冷地手当の廃止など）
  - ・人事行政運営状況等の公表（町ホームページ、広報紙）

#### (5) 職員の能力開発の推進

- さまざまな行政課題に対応できる職員の育成
- ・入善町職員人材育成基本方針に基づく研修の実施
  - ・職場内研修（OJT）、職場外研修（OFF-JT）、自己啓発（通信教育等）

## 第2 本町を取り巻く環境（さらなる行財政改革の必要性）

### 1 人口減少、少子高齢化の進行

本町の人口は、年々減少しており、国勢調査では平成2年の2万9,625人が、平成22年には2万7,182人になりました。

近年は、特に減少率が高いことから早急な対策が必要であり、本町では第6次入善町総合計画において、平成32年の目標人口を2万7千人と設定し、さまざまな人口増対策に取り組むなど、人口の維持に努めています。

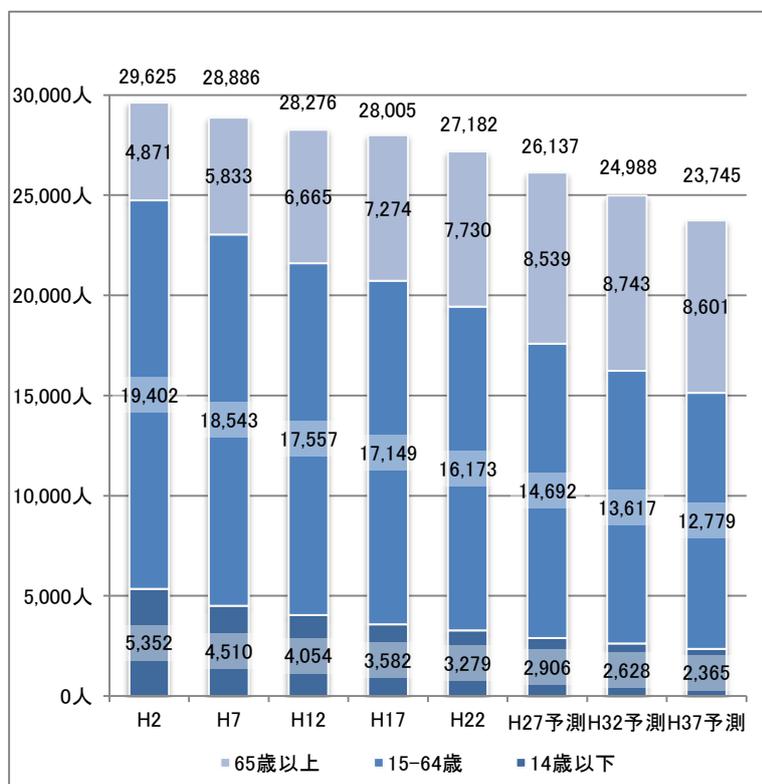
しかし、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口」によれば、今後も減少傾向が続き、平成32年には2万5千人を割り込み、平成37年には2万3,745人になるという推計結果が出ています。

また、65歳以上の人口割合を示す高齢化率は、平成22年の28.4%が平成37年には36.2%に、また、14歳以下の人口割合は、平成22年の12.1%が平成37年には10.0%になるという推計となっています。

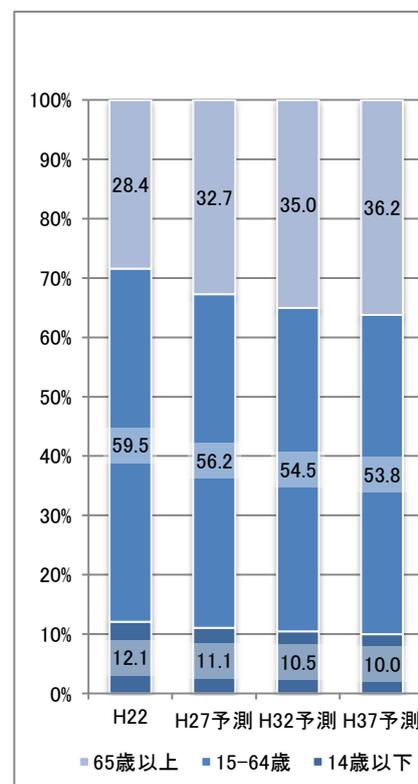
「活力ある元気な入善」をつくるためには、この急激な人口減少と少子高齢化への対応が必要であり、人口減少を緩やかにする政策の推進と、子育て支援の強化を図ることが、本町の最重要課題となっています。

入善町の将来人口推計

(単位：人)



人口割合の推計 (単位：%)



※「国勢調査」及び「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）を基に作成

## 2 健全財政のさらなる堅持

近年、地方財政を取り巻く環境は大変厳しい状況となっておりますが、そのような中であっても、本町では、将来にわたって持続可能な町政運営を実現するため、町を挙げて、財政基盤の強化や不断の行財政改革等に取り組み、健全財政の堅持に努めてきました。

その結果、財政構造の弾力性を示す経常収支比率をはじめ、ほぼ全ての財政指標において、要注意ラインを下回るなど、財政状況は県内でもトップクラスの健全度を保っています。

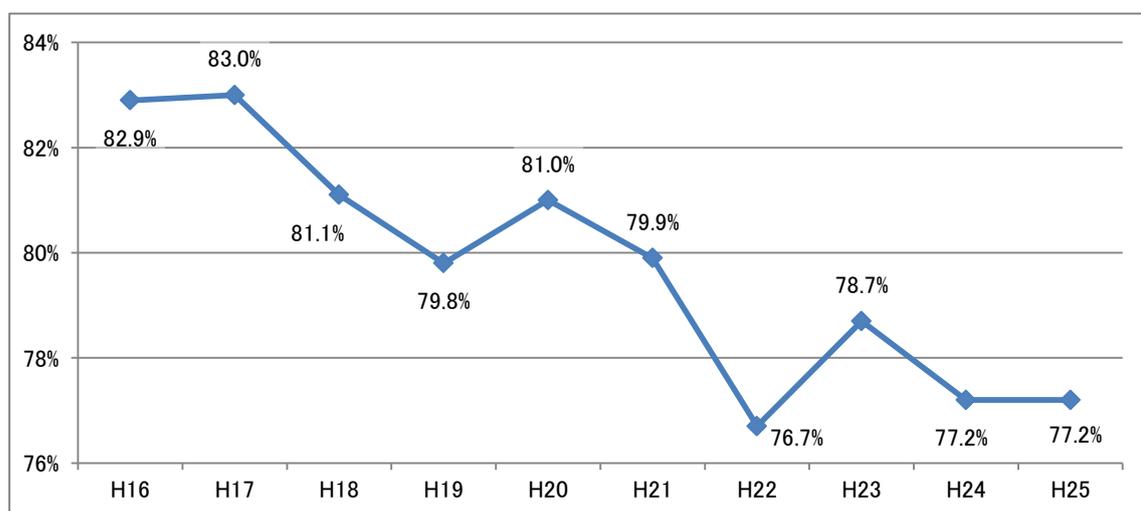
しかし、近年の国、県からの事務移譲をはじめ、複雑・多様化する町民ニーズへの対応、頻発する自然災害に備えた安全・安心のまちづくりの推進等により、本町が担う業務量は増大し、職員一人ひとりに係る負担が重くなっていることから、業務量に応じた職員数の確保等の対策が急務となっており、今後は人件費の増加もやむを得ない状況です。

また、扶助費については、高齢化の進行等に伴う費用負担の増加が見込まれるほか、公債費についても、近年の有利な財源を活用した大型事業の償還が相次いで始まるなど、今後は義務的経費の増大が予想されており、さらに、昨今の国、地方の財政状況等を総合的に勘案すると、近い将来、地方にとって、より一層厳しい時代となることが懸念されます。

しかしながら、万一、そのような状況に陥った場合でも、財政状況の悪化等を理由に町民サービスを低下させることがないよう、引き続き、無理無駄のない、本町の身の丈にあった行財政運営に努め、不測の事態にも耐え得る体制の整備と財政構造の確立を図る必要があります。

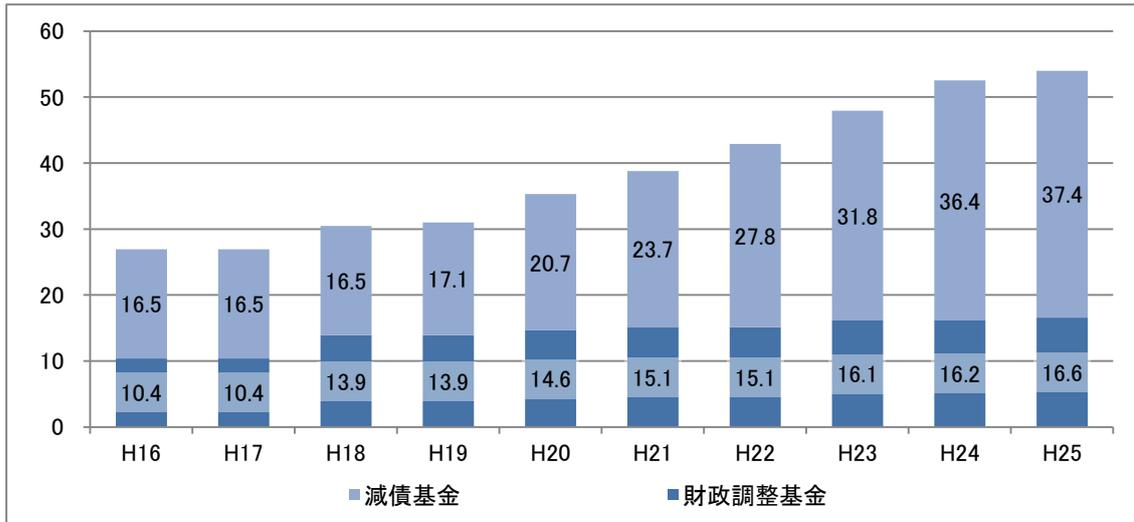
経常収支比率の推移

(単位：%)



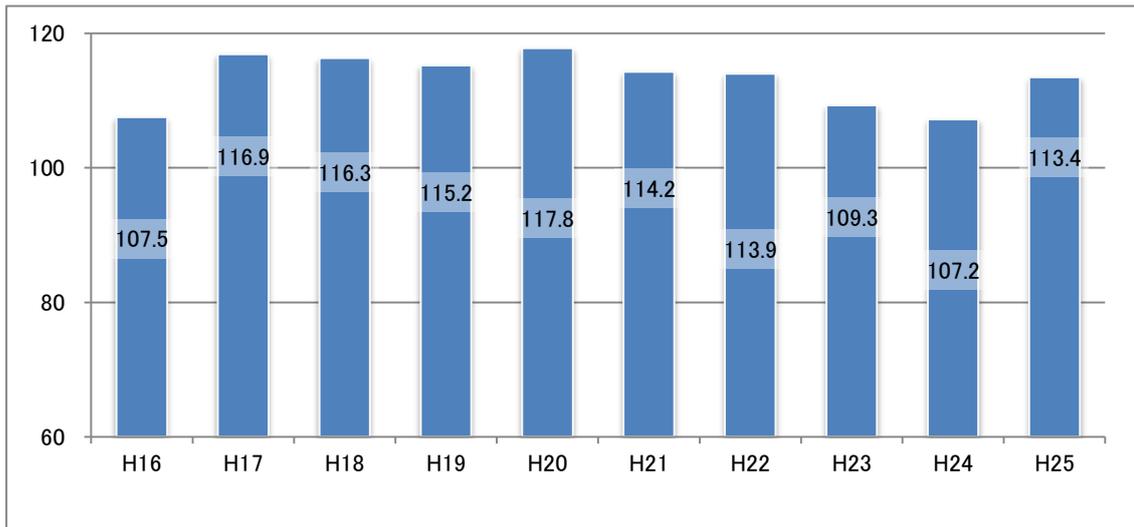
基金残高（財政調整基金、減債基金）の推移

（単位：億円）



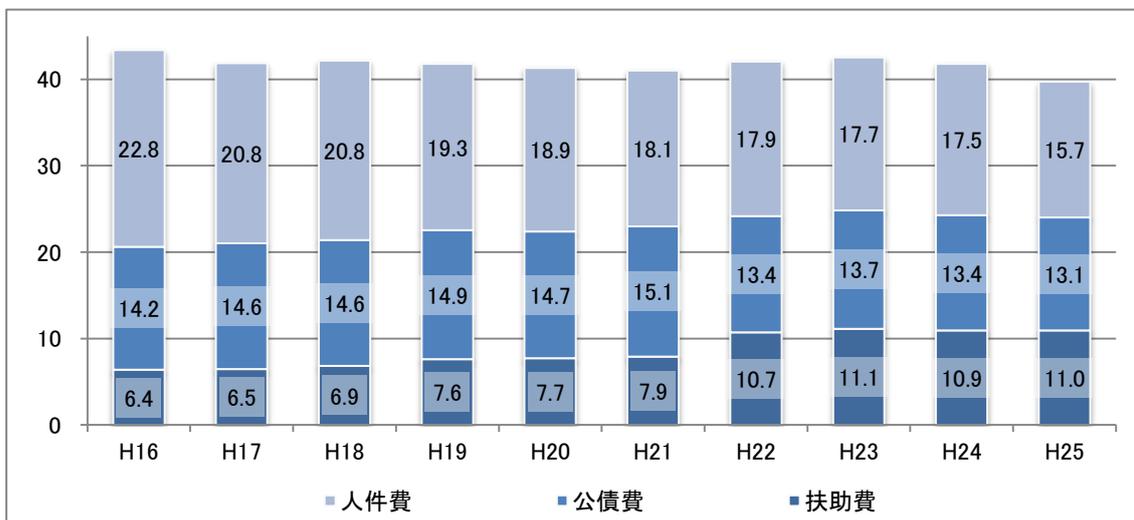
町債残高の推移

（単位：億円）



義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の推移

（単位：億円）



### 第3 新たな行財政改革の取り組み

#### 1 基本理念

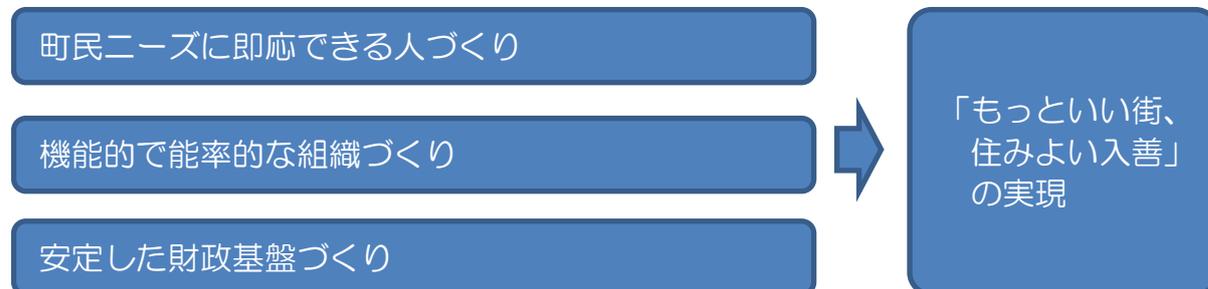
本町は、これまで第一次、第二次の行財政改革を進める中で、徹底した事務事業の見直しや組織の改編、職員の採用抑制等に取り組み、改革の成果を着実に挙げながら持続発展を遂げてきました。

こうした中、人口減少問題や少子高齢化の進行をはじめとし、地方分権化の推進、町民ニーズの多様化への対応、さらには、増加の一途をたどる業務に見合った職員数の確保など、さまざまな課題が顕在化しています。

先行き不透明で厳しい社会経済情勢が続く今日、これらの課題に対応していくためには、これまでの手法等を見直し、新たな視点からの改革が必要となっています。

これらを踏まえ、次に示す基本理念に基づき、全職員が一丸となって行財政改革に取り組むこととします。

#### 行財政改革の基本理念



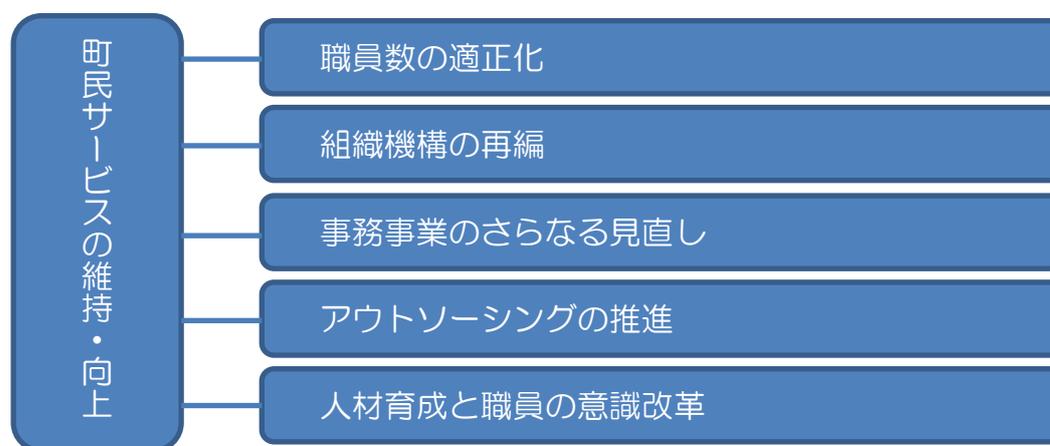
## 2 基本方針

本町が、今後も引き続き持続発展を遂げていくためには、さまざまな行政課題に対して、迅速かつ柔軟に対応できる体制の整備が不可欠であり、今後の行財政改革を進めるに当たっては、単に歳出の抑制のみを求めるのではなく、真に必要なものは充実・強化を図るなど、適正でメリハリのある内容の改革としていかなければなりません。

したがって、従前から継続実施してきた事業であっても、聖域を設けることなく、事業効果、受益性、適正性、発展性等のさまざまな観点から、事業の必要性を十分に検証し、廃止すべきものは思い切って廃止する、あるいは、重点化すべきものは拡充を図るなどの大胆な見直しを図り、より効率的、効果的な事業に「再編」していくことが必要となります。

これらを踏まえて、今後の行財政改革の推進に当たっては、次の5つの柱を基本方針として取り組みます。

### 行財政改革の5つの柱（基本方針）



### 3 具体的な取り組み

#### (1) 職員数の適正化

総合計画の着実な推進、町民ニーズに的確に対応できる体制の確保、行政課題等に迅速かつ柔軟に対応できる職員の育成等を図り、今後も良質で確実な町民サービスを提供するためには、業務量に見合った職員数を早急に確保する必要があります。

このため、第四次職員定員管理計画を策定し、職員数の適正化に取り組み、現在、不足している職員数について、一定の基準に基づいて年次計画的な補充を行うほか、再任用制度の適切な運用を図るなど、業務量に応じた適正な職員数の確保に努めます。

(主な取り組み)

##### ① 職員定員管理計画の策定

現行の町民サービス水準の維持・向上を図り、山積する行政課題等に的確な対応ができる体制を整備するため、第四次職員定員管理計画に基づき、適正で計画的な定員管理に努めます。

##### ② 再任用制度の適切な運用

定年退職する職員の豊富な経験、専門知識等を有効に活用することで、人事の新陳代謝を図りつつ、組織の機能を維持するため、再任用制度の適切な運用を図ります。

##### ③ 専門職の技術・能力の有効活用

大型事業の完了や事業の見直しなどにより、今後、技師等の専門職が担う業務量の変動等が見込まれることから、専門職が有する技術や能力等を有効活用するため、配置転換等も視野に入れた効果的な人員配置に努めます。

## (2) 組織機構の再編

町民サービスの一層の向上を図るためには、山積する行政課題等に対して迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を整備することが必要であり、最重要課題に集中した取り組みができる体制の構築、規模が大きくなった課の分割、あるいは、複数の課・係で分担する業務の統合を図るなど、より機能的で、町民に分かりやすい組織機構に再編します。

また、管理・監督機能の強化、組織・職員間における意思疎通が図りやすい体制づくり、課・係間における業務量の平準化に努めるなど、より能率的な事務事業の執行体制の構築を図ります。

(主な取り組み)

### ① 組織機構改革

組織の規模が大きい課の分割、複数の部署で担当する業務の集中化、町の最重要課題を担当する部署の新設等を柱とした組織機構改革を実行し、町民サービスの向上と効率的な組織運営を図ります。

### ② 総合調整機能の強化

副町長を補佐する職として、庁舎各階における業務の統括等を担う担当課長を選任するなど、総合調整機能の強化を図るとともに、より機能的で効果的な組織体制のあり方等について検討を進めます。

### ③ 能率的な事業執行体制の構築

特定の職員・係に業務が集中することを解消するため、組織機構の再編と合わせて、業務量の平準化を推進するほか、組織体質や風土の改善を図るなど、能率的な事務事業の執行体制の構築に努めます。

### (3) 事務事業のさらなる見直し

事務事業の見直しについては、第二次行財政改革大綱の取り組みの中で、徹底した無理と無駄の排除に取り組んできたところです。

しかし、今後も厳しい財政状況が見込まれる中、町民サービスの一層の向上につながる施策をより効果的に推進するためには、引き続き、健全財政の堅持を基本として、施策の選択と集中、財源の有効活用を図るとともに、事業効果を高める必要があります。

このため、全ての事務事業、公共施設、補助金等について、前例や慣例にとられることなく事業の必要性等を検証し、既に目的を達成した事業等の廃止・縮小、類似事業等の統合、マンネリ化した事業の再編等を図るほか、新規事業や優先課題に重点的に取り組むなど、これまでよりも、さらに踏み込んだ見直しを行い、より効果的で効率的な事務事業への整理・再編に努めます。

(主な取り組み)

#### ① 財政健全化の推進

より一層の財政健全化を図るため、引き続き、経常経費の縮減、公債費の抑制等に取り組むほか、町税等徴収率の向上、受益者負担の適正化を推進するなど、持続可能な行財政運営の実現に努めます。

区分	数値目標	(参考) 平成 25 年度決算
財政力指数	0.6 以上	0.53
経常収支比率	80%以内を維持	77.2%
実質公債費比率	14%以内を維持	11.4%
人件費比率	20%以内を維持	13.3%
義務的経費比率	40%以内を維持	33.6%

#### ② 窓口サービスの改善

職員が来庁者にいち早く気付くことができるよう庁舎 1 階の座席配置の見直しを行うとともに、住民異動等に伴う手続きのワンストップ化の推進や、休日における窓口の一部実施など、窓口サービスの改善に取り組みます。

#### ③ 老朽公共施設の処遇検討

老人福祉センター、勤労者福祉センター等の老朽化が著しい公共施設については、耐震化がされていないものもあるため、施設の廃止や跡地利用等も含めて今後のあり方を検討します。

#### (4) アウトソーシングの推進

職員数、財源等の経営資源に限られる中、多様化する町民ニーズに的確に応えるためには、行政サービスの全てを町が担うには限界があり、必ずしも効果的、効率的とは言えないことから、業務の外部委託や民営化、指定管理者制度の導入等による「民間活力」の積極的な活用を図る必要があります。

こうしたことから、従来の「自助・共助・公助」の推進に加え、「民間でできることは民間に任せる」という視点に立ち、これまで、行政のみが担ってきた業務についても民営化等の可能性やメリット等を十分検証し、サービスの向上につながるものであれば前向きに導入を検討するなど、アウトソーシングの推進に努めるほか、民営化等の受け皿となり得る団体等の育成に努めます。

(主な取り組み)

##### ① 公共施設の管理運営の見直し

指定管理者制度の導入等により、効率的、効果的な管理運営を実現できる町の直営施設については、積極的な見直しを推進するとともに、開館時間の延長、利用規制の緩和を図るなど、一層の利便性向上に努めます。

##### ② 保育所運営方法の見直し

「1小学校区1保育所」を目指した統合整備、希望者全員を受け入れるための体制整備を進めるとともに、民営化等の検討により保育サービスの充実を図るなど、多様なニーズに対応できる質の高い保育の提供に努めます。

##### ③ 給食調理方式の検討

より安全でおいしい給食の調理体制の実現を図るため、さらなる調理業務の改善を目指した、新たな給食調理方式のあり方等について検討を進めます。

## (5) 人材育成と職員の意識改革

地方分権の推進等による町の自主性、独自性の高まりから、職員には高度化する行政課題に的確に対応できる十分な知識や経験、意欲が求められています。

また、限られた職員数で、引き続き質の高い町民サービスを提供していくためには、職員の一層の資質向上が不可欠であり、組織を挙げた人材育成と職員一人ひとりの意識改革に取り組む必要があります。

このため、「前年同様は一步後退」という意識のもと、常に改善に取り組む姿勢と新たなことに挑戦する意欲の醸成を図るとともに、職員の政策形成能力の向上、住民との協働能力の開発、成果やコスト意識を重視した経営感覚の習得等を狙いとした効果的な職員研修等に取り組むなど、主体的に行動できる職員の育成と意識改革に努めます。

(主な取り組み)

### ① 職員研修の充実

入善町職員人材育成基本方針に基づきながら、これまで実施してきた研修に加え、管理・監督職等の指導力や育成力の向上を目的とした研修を新たに実施するなど、職員のスキルアップを図るとともに、組織力の一層の強化を図る研修の充実に取り組みます。

### ② 人事評価制度の効果的な運用

能力・実績に基づく適正な人事管理を推進することはもとより、人材育成や職員のモチベーションを高めるなど、より効果的な人事評価制度の運用に努めます。

### ③ 女性の活躍推進

職員の職務に対する男女共同参画の意識をさらに高めるとともに、女性職員の管理・監督職への登用を推進します。

## 4 推進体制等

### (1) 第三次行財政改革大綱の対象期間

本大綱の対象期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とします。

### (2) 行財政改革実行計画

行財政改革の計画的かつ着実な推進を図るため、本大綱の実現に向けた具体的な行動指針となる「入善町行財政改革実行計画」を策定します。

実行計画は、平成27年度から平成31年度までの前期5年間の計画とし、後期計画は、前期計画の取組状況、社会経済情勢等を踏まえて策定するものとします。

### (3) 推進体制等

入善町行財政改革町民懇談会の提言等に基づき、計画策定を行い、入善町行財政改革推進委員会において進行管理を行います。

進行管理においては、行財政改革の取り組みに対する検証・評価のほか、状況の変化等に的確に対応するため、必要に応じて実行計画の見直しを行います。

なお、取組状況等については、入善町行財政改革町民懇談会及び町議会に報告して意見を求めるとともに、町ホームページ等により公表していきます。